


所管部課		学校教育部 学校教育課 指導室	部長	阿部晴彦		
件名		平成29年度東大和市外国人学校児童・生徒保護者負担軽減事業補助金 交付要綱外3件について		区分	1 審議事項 <input type="radio"/>	
関係事項	条例規則	学校教育法、生活保護法、東大和市補助金等交付規則				
	部課機関	給食課				
<p>1. 要旨</p> <p>下記要綱について、年度改正（平成28年度を平成29年度）等をして継続施行したい。</p> <p>①平成29年度東大和市外国人学校児童・生徒保護者負担軽減事業補助金交付要綱（教育総務課）</p> <p>②平成29年度東大和市就学援助費支給要綱（教育総務課）</p> <p>③平成29年度東大和市特別支援教育就学奨励費支給要綱（教育指導課）</p> <p>④平成29年度東大和市公立学校研究会補助金交付要綱（教育指導課）</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>②の新入学児童生徒学用品費については、平成29年度より小学校第6学年（新中学1年生）に限り、中学の新入学学用品費を入学前に支給することもできるとしたい。ただし、同一の児童生徒に対し、他の市区町村での受給実績を含め、1回のみでの支給としたい。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>補助金等の交付について、公正な運用に資することができる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<p>庁議付議後、制定手続きを進めたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。